

裁判所まで ひとつ跳び

弁護士に依頼した事件、どうなるの？

◎弁護士に依頼した事件がどう進み、どう解決するのか、遺留分請求*1事件を例にまとめてみました。紙面の都合上、簡略化して表しています。また、法律事務所働いている事務局が、どんな仕事をしているのかも少し載せてみました。

事件の流れ

ご注意!!
委任する事件が100件あれば、100の例があると言っても過言ではないくらい、事件の処理・解決は多様です。よって、ここに書き記したものは、いくつかの事例を参考に、足したり、引いたり、削ったり、掛けたりしてまとめたものです。よって、実在の人物・事件とはまったく関係がありません。

1 法律相談

(相続人3名のうち、1名に財産全部を相続させる遺言があり、他の2名から遺留分*1の請求をしたい)

お茶をいれたり、コピーを取ったりも、事務局の大切な仕事です。
法律相談を受けます。

15 報酬請求

報酬をいくにするか、「弁護士会報酬規定」と照らし合わせ、依頼者に提案します。そして合意の上、報酬の請求をします。

..... 弁護士の仕事
..... 事務局の仕事

2 受任手続き

(弁護士に委任する契約を締結します。このとき、弁護方針と弁護士費用を決めます。)

弁護士費用説明書や委任状・委任契約書の準備。

弁護方針と弁護士費用*2の説明。委任契約書の作成。委任状をもらい、着手金を受領し、事件に着手します。

13 控訴

相手方が判決を不服として控訴しました。ここで、裁判所は高等裁判所の管轄になり、それまで原告だった人が「被控訴人」となり、被告は「控訴人」となります。

控訴した人は、控訴理由書を50日以内に、控訴された人は、それに対する答弁書を書きます。

12 判決

遺留分の返還を認める判決が出ました。

判決を買っただけでは、具体的にお金は手元に入ってきません。相手が任意に支払わなかったときを考え、強制執行の準備を始めます。判決で強制執行ができるように、「執行文」を判決に添付してもらい、相手に判決が送達されたことを証明する文書を取り、強制執行の申立の準備をします。

11 和解期日

裁判所から和解を進められ、何度か和解が出来るかどうかを探ります。頻りに打合せをします。

14 和解

和解が勧告され、和解が成立しました。和解調書*6が作成されます。

和解調書に基づく金銭が支払われたり、不動産の名義を変更する登記手続きをします。

弁護士は登記手続も出来るのですが、うちの事務局の場合は、司法書士さんに依頼します。

3 事件の検討

判例などを調べて、申立書を作成します。最近では、CD-ROMで調べ、判例集をあたります。

相続の対象になる不動産等の財産の調査。相続人の調査。例えば、不動産登記簿謄本・評価証明の取り寄せ。亡くなった方の生まれてから亡くなるまでの戸籍等を取り寄せ、系図の作成、相続人の特定をします。

和解が出来ませんでしたので、判決を求める方向になりました。

4 調停申立

家庭裁判所に「遺留分減殺による物件返還請求の調停*3」を申し立てをします。

弁護士が作成した書類の整備・製本をします。そして申立書を裁判所に提出します。
弁護士は、依頼者と打ち合わせをし、申立書を作成します。

5 調停期日

(月に1回程度開かれます)

期日前、期中に依頼者と打合せをして、調停の進め方を協議します。
期日請書*4を出します。

何度か調停の席上で話し合いをしましたが、話が進展しないので、依頼者と相談のうえ、裁判を起すことにしました。

7 期日の指定

裁判所書記官から第一回口頭弁論の期日の打合せの電話が入ります。

「期日請書」を裁判所に提出します。今は、FAXで提出します。その他、書面の種類によってFAXでの提出が可能なものと不可能なものがあります。

6 訴訟の提起

訴状*5の準備をします(訴状の起案など)。そのための打合せを依頼者とします。事務局に訴状提出のための準備の指示を出します。

訴状の準備。手持ちの証拠は訴状に添付して出すようにします。

8 口頭弁論

ここから何度かの口頭弁論期日が入りますが、具体的には相手から提出された準備書面、証拠書類等とこちらのものとの交換だけで、時間にして5分程度です。

依頼者と打ち合わせをして準備書面を作成し、法廷に出頭します。法廷では、準備書面を陳述します。
弁護士が作成した準備書面*6を整備・製本し、FAXで提出します。

9 証拠の申請

証人尋問・本人尋問してもらえるように、裁判所に申請を出します。

証拠の申出書と証言の内容を記述した陳述書*7を出します。
証拠書類のコピーと整備、「証拠の申出」文書の作成・提出

10 証人尋問・本人尋問

テレビや映画でお馴染みの場面です。

尋問前に予行練習を兼ねた打ち合わせをします。

説明

- *1 遺留分とは、遺言によっても左右されない相続分。
- *2 弁護士費用は着手金・報酬・日当・実費に分かれます。大ききは事件に着手する際の費用を着手金、事件が終了した際の費用を報酬と呼びます。
- *3 調停とは、裁判所で行われる話し合い。調停委員が話し合いを進めます。
- *4 期日請書とは、「期日を受け取りました」という書類。
- *5 訴状とは、裁判所に法的解決を求める書面。民事における原告は訴える人、被告は訴えられた人の単なる呼称にすぎず、刑事事件の「被告人」とは全く意味が違います。
- *6 準備書面とは、依頼者の主張を法的にまとめた書面です。依頼者は、口頭弁論期日には出頭する必要がありません。
- *7 陳述書とは、予め証言の内容を弁護士が聞き取り、書面にしたものです。
- *8 和解調書とは、判決と同じように、もし和解条項どおりに支払われなかった場合は、強制執行できる効力をもっています。